

GLOBE

グローブ 2016 春



(公財) 世界人権問題研究センター

人権問題シンポジウムの開催

いまイスラームを考える

—人権の普遍性とイスラーム—

2015年1月のイスラム国(IS)によるシャルリーエブド襲撃事件は、「表現の自由」をめぐる議論を巻き起こした。同年11月には、パリ同時多発テロが発生した。そうした中で、テロリストとイスラム教徒を同一視する動きがある。はたして、そのような見方は正しいのであろうか。

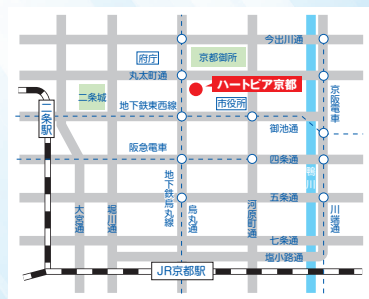
みなさんとともに、人権の普遍性とイスラームについて考えてみたいと思います。

2016年6月27日(月)

午後**1時30分**～**4時20分**

受講無料

定員**200名**(当日受付先着順)



場所：**ハートピア京都3階大会議室**
(京都市中京区竹屋町通烏丸東入る)

※駐車場はありませんので、地下鉄・バスをご利用ください。

次 第

- ▶ 挨拶 坂元 茂樹 センター研究第1部長・同志社大学教授
- ▶ 基調講演 内藤 正典 同志社大学大学院教授
- ▶ パネルディスカッション
《コーディネーター》
坂元 茂樹 センター研究第1部長・同志社大学教授
《パネリスト》
内藤 正典 同志社大学大学院教授
小原 克博 同志社大学良心学研究センター長
薬師寺公夫 センター客員研究員・立命館大学特任教授

GLOBE

GLOBE No. 85 2016 spring 目次

研究部の案内	研究第六部の創設・賛助会員募集	24
事業案内	2016年度 人権大学講座	22
研究部門の紹介	研究員名簿	20
ガイド紹介	新人ボランティア人権ガイドの紹介	18
研究第五部	「権利」を具体的に学ぶ～本の紹介～	16
研究第四部	いまもある産屋の制度	14
研究第三部	「朝鮮学校で学ぶ権利」の否定、日本の司法判断は？	12
研究第二部	京都岡崎にあった悲田院村の絵図	10
研究第一部	オリンピック参加資格としての国籍	8
連載	アジア諸国と人権(その四四)	6
外部寄稿	京都府人権教育・啓発推進計画(第2次)について	4
連載	新しい人権問題への対応(その四)	2

センター名誉理事長 上田 正昭 儀が
 去る平成二十八年三月十三日午前七時五十四分 八十八歳にて永眠いたしました
 ここに生前のご厚誼を深謝し謹んでご報告申し上げます

GLOBE (グローブ) ラテン語の「球」の意からきた言葉で地球、天体のことです。

■表紙は「ウグイス」(留鳥)3月京都府立植物園にて <(公財)叡天神山保存会理事 外村修氏提供>

新しい人権問題への対応



研究センター理事長
学校法人同志社総長

大谷 實

前回は、犯罪被害者等の人権を取り上げて、憲法上の明文の規定がなくても、法律を通じて基本的人権を保障すべきであるとなりましたが、今回は、同じく幸福追求権の保障が問題となっている終末期医療の人権について考えてみたいと思います。

終末期医療（ターミナルケア）とは、回復の見込みが全くなく、死期が迫っている患者に対して、生命を維持するために行う治療をいいます。生命維持治療の長足の進歩によりまして、輸血、高カロリー輸液、心臓マッサージ、人工呼吸などの延命措置が開発され、従来であれば

当然死亡したような患者の生命を引き延ばすことが現実には可能になってきたのです。そこで、生命を引き延ばすためだけの治療は患者の利益になっているか、むしろ患者を苦しめ、その人間としての尊厳を害する結果になっているのであり、そのような場合には、初めから治療しないか（不開始）、実施している治療を取りやめても（中止）、患者の人権という観点から許されるのではないかが問題となってきました。

死期が迫っている患者もまだ生きているのですから、初めから治療せず、また、今やっている治療を止めてしまふと、当然にその患者は息を引き取ってしまふますから、人を殺す罪つまり殺人罪になるのではないかと。医師が人工呼吸器を着けて治療すれば当面生命は助かる場合、それを敢えてやらないで死なせてしまえば、殺人罪となりますし、高カロリーの輸液で生命を維持している患者は、医師がその輸液をやめてしまえば確実に死んでしまうのですから、首を絞めて窒息させる場合と変わりません。

そこで、どのような動機であれ、生きている人の生命を短縮すれば殺人になるという考え方は、医療現場では今でも有力です。しかし、患者本人に意識があつて、終

末期に生命維持治療を拒否して死んでしまった場合は、まさしく幸福追求権から導き出される自己決定権の行使として適法になります。逆に、治療を拒否しない患者については、医師は、その患者を治療する義務がありますから、それを怠れば、殺人罪になるとというのが裁判所の考え方です。

それでは、患者が末期状態に陥った場合を想定して、あらかじめ治療を拒否する意思を書面においておいた場合はどうなるでしょうか。これがリビング・ウイル (Living will)——生きている間に効力を発揮する遺言) の問題であり、「事前の意思表示」と訳するのが適当です。この事前の意思表示については、法律専門家の間で様々な議論が行われていますが、アメリカでは、今から40年前の1976年に、自然死法 (the natural death act) という法律によって、事前の意思表示を有効として、生命維持治療の不開始・中止を適法としました。1985年には統一終末期患者権利法が制定され、今では、ほとんどアメリカ全州で自然死法が使われています。

終末期医療における生命維持治療の不開始・中止について、これを人権問題として考えてみましょう。終末期におけるリビング・ウイルは、医療におけるインフォー

ムド・コンセントを背景としています。インフォームド・コンセントとは、「十分な説明をしたうえで相手の同意」という意味であり、わが国では「説明と同意」とか同意原則と呼ばれているものですが、この原則は、幸福追求権に基づく自己決定権の思想に立脚して、人間は、自分の価値観や人生観に基づいて、治療を受けるか否かを決定する権利があるという考え方を基礎とするものです。

この原則に基づいて、患者には医療を受け入れまたは拒否する権利があるとすれば、意識がなくなる前に作っておいたリビング・ウイルを有効とするのは、その患者の幸福追求権を保障するために当然ではないかと考えるのです。その意味で、アメリカの自然死法は、我が国の解決に、大変有力な手がかりになると思います。かつて裁判所は、「終末期の医療の在り方を抜本的に解決するためには、法律の制定ないしこれに代わりうるガイドラインの策定が必要である」と述べたことがあります。人命にかかわる問題の解決を裁判所に委ねるのは困難ですから、アメリカに倣って、立法的な解決を急ぐべきだと思います。

京都府人権教育・啓発推進計画 (第2次)について

京都府府民生活部人権啓発推進室長

藪 善文

京都府では、平成17年に策定した前計画に基づき、人権教育・啓発の取組を総合的・計画的に推進してきました。府民調査結果からは、こうした取組が府民に浸透してきたことがうかがえますが、その一方で、依然として不当な差別や偏見などが存在し、社会・経済情勢や国際情勢等の変化に伴う新たな問題も顕在化するなど、人権問題は多様化・複雑化しています。

こうした中で、前計画の期間満了後も引き続き積極的
に人権教育・啓発を推進するため、第三者で構成する京
都府人権教育・啓発施策推進懇話会（座長・安藤仁介（公
財）世界人権問題研究センター所長）から貴重な御意見
をいただきながら検討を進め、昨年12月に計画を改定し、
「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定しま
した。そのポイントについてご紹介します。

◆計画の基本的な考え方（第2章）について

改定にあたっては、前計画を継承・発展させ、今日的な状況を反映することを基本に、「人権⇨差別・平等の問題」とのイメージから一歩進めて、「人権⇨自己実現、幸福追求」の考え方についても普及を図るという方向性を意識しました。

計画の基本的な考え方については、前計画の「人権教育・啓発推進の視点」を「目標実現に向けた基本的な考え方」3項目と「人権教育・啓発の推進に関する基本方針」4項目に整理し、明確化しています。

ここで、特に意識的に記載したのは、「基本的な考え方」の2点目の「一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できること」です。その本文で、「一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会であることが必要」とし、自己実現、幸福追求できる環境を整えていくという方向性を示しています。

また、「基本方針」の4点目に、「自分のこととして考
える人権教育・啓発」を挙げていますが、これは、前計
画の「身近な問題から考える」を変更し、自分自身の人
権も含め、人権を自分のこととして考えることが他人の
人権を尊重することにも繋がっていくという認識の
もと、人権教育・啓発を推進していこうというものです。

こうした考え方は、計画の目標に「一人ひとりが学び、
考え、実践していくこと」を追記し、「一人ひとりを大
切にした取組を推進」していくという記載等により、計
画全体に反映しています。

◆人権問題の現状等と取組の方向（第3章）について

各人権問題の現状等については、同和問題、女性、子ども等の従来からの項目に「犯罪被害者等」を加え、「さまざまな人権問題」に「性的指向」及び「北朝鮮当局による拉致問題等」を追加したほか、内容も、問題の現状や施策を踏まえた今日的なものに改めています。

なお、ヘイトスピーチについては、他府県の計画等では外国人に特化して記載されていることが多いですが、外国人以外の集団に向けられることもあることから、人権全体に係る問題として記載しています。

また、「インターネット社会における人権の尊重」、「個人情報保護」などは、人の属性に係るものではないことから、「〇〇の人権問題」という従来の区分では整理しづらい問題でしたが、こうした横断的課題を「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」としてまとめ、新たに「安心して働ける職場環境の推進」及び「自殺対策の推進」を加えています。

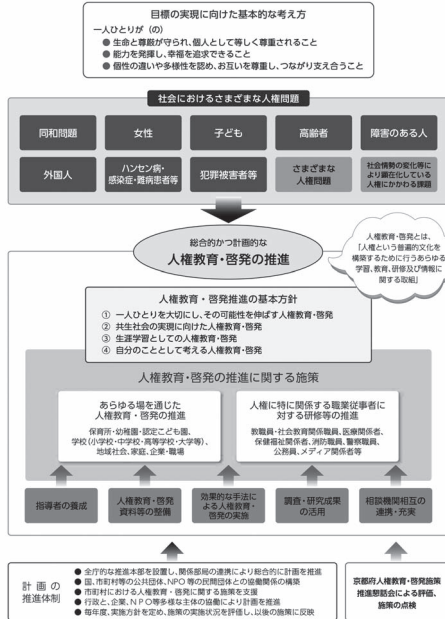
◆人権教育・啓発の推進（第4章）について

新たな項目として「相談機関相互の連携・充実」を設け、各相談機関の連携強化や相談員の資質向上、相談窓口の一層の周知とともに、相談を通じて現状を踏まえた人権教育・啓発につなげることを記載しています。

その他、章の構成等に大きな変更はありませんが、基本方針を反映して、「一人ひとり

京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）

【目標】人権という普遍的文化の構築



大切にした取組」の推進や、「自分の人権を大切にすることと同じように他人の人権も尊重する」ことを盛り込んでいます。

また、府民調査結果では、過去5年間に人権研修等に参加した経験のある人は15%程度に留まっていることから、教育・啓発に触れる機会の少ない人に対して多様な媒体を活用して情報を届けていけるよう取り組んでいくこととしています。

今後とも、この計画を基本的指針として、人権教育・啓発に関する施策を推進してまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

アジア諸国と人権(その四四) ・カンボディア(四)



研究センター所長
京都大学名誉教授

安藤 仁介

このように、カンボディアの最大の人権問題はポル・ポト体制下における国民の大規模人権侵害ですが、これには二つの側面があります。その一つは侵害を裁く裁判所の組織にかかわるものであり、もう一つは裁かれる侵害の中身にかかわるものです。

まず、裁判所の組織について、裁判を実施するように要請した国連側では、安全保障理事会が設置した旧ユーゴヤルワンドのような独立の国際軍事法廷を予想していません。ところが、主権国家の刑事的権限に固執するカ

ンボディア側は同国の国内裁判制度との整合性を強調し、結局国連側が譲歩した結果、裁判は二審とし、一番はカンボディア人3名と外国人2名、二審はカンボディア人4名と外国人3名で構成、最高刑は終身刑、判決は多数決によるが、少なくとも1名の外国人裁判官が同意しないかぎり成立しないという変則的なルールが採用されました。裁判所の運営費は、当初5,600万ドルを見込んで、うち4,300万ドルを国連、1,300万ドルをカンボディアが負担する予定でしたが、資金が予定どおり集まらず、開廷は大幅に遅れました。その後、1億1,400万ドルの追加要請がなされ、日本は全体の約半額を負担させられています。なお、カンボディアからは17名、国際社会からは12名の裁判官候補が選ばれ、日本からは東京地裁の野口検事が裁判官に就任しました。

つぎに、裁かれる侵害の中身ということとは、実際に裁判所がだれをどんな罪について裁いたか、つまり裁判所の活動を明らかにすることに通じます。やっと2007

年6月になって、裁判所はポト派幹部の訴追手続を定めた内部規則を採択し、それに基づいて大量殺人にかかわったとされる5名の元ポト派幹部の審理を手がけました。この5名は、多くの政治犯や知識人の処刑・殺害にかかわった収容所元所長のカン・ケ・イウ、国家元首を務めたキュウ・サムファン、ポル・ポトのナンバー2だったヌオン・チア、元副首相兼外相のイエン・サリと妻のイエン・チリ元社会問題相です。一番ではイエン・チリについて専門家の意見を踏まえ「認知症により裁判を受けられる状態にはない」と判断して審理を中断しましたが、二審はこれを破棄し、拘留の継続を決定しました。なお他の4被告についてはこれと切り離して審理を続けることとされています。

以上の情報は執筆段階で入手可能なソースから得たものですが、ポト派の大量人権侵害の責任追及には、つぎのような限界があることを明らかにしたいと存じます。その原因は、

(1) 関係者の数がはつきりと限定しがたい。

(2) 被害者はカンボディアの人口の4分の1、ともいわれるため、関係者はいくらでも広がりえる。

(3) しかも侵害には、侵害を直接に手掛けた人、それを指示した人、計画した人など、極めて多数がかかわっている。

(4) つまり、ポト派幹部以外の関係者を特定しがたいなどをあげることができます。

そうなると、UPRで指摘されたように「この作業の将来を予測することが、きわめて困難」になります。したがって、この作業を継続するか否か「自体をまず決める必要があり、カンボディアの人権問題全般の解決はまだまだ先のことになりそうです。

オリンピック参加資格としての国籍



研究センター研究員
名古屋大学大学院法学研究科教授

水島 朋則

今年8月のリオデジャネイロ・オリンピック、また、4年後に開催される東京オリンピックを楽しむにしている人もいらつしやることでしょう。オリンピック憲章に、「スポーツをすることは人権の一つである」と書かれていることも、知っておいてもよいかもしれません。

さて、オリンピックは参加することに意義があると言われることがあります。オリンピック憲章によると、オリンピックに、ある国の代表として参加するためには、その国の国民であることが必要です。つまり、その国の国籍をもっていなければならないというわけです。

時代は少しさかのぼりますが、1992年のバルセロナ・オリンピックにカヌー競技のキューバの代表として

参加したPさんの話を取り上げたいと思います。Pさんは、1993年のメキシコでの大会後、キューバに戻らないでアメリカに行き、そこで暮らし、競技を続けていました。1999年にアメリカの国籍を得たPさんは、今度はアメリカの代表として、2000年のシドニー・オリンピックに参加しようとしています。ところが、その後、国際オリンピック委員会（IOC）から、「参加資格なし」という知らせが届いたのです。

これは、当時のオリンピック憲章のなかに、ある国を代表してオリンピックに参加した人が、その後で国籍を変えた場合や新しい国籍を得た場合は、国籍の変更や取得から3年間は、新しい国の代表としてオリンピックに参加できないというルールがあったからです。Pさんがアメリカの国籍を得てからは、まだ1年ほどでした。元の国の国内オリンピック委員会も同意すれば、それでも新しい国の代表としてオリンピックに参加できることになっていたので、Pさんについて、キューバの国内オリンピック委員会は同意しなかったのです。

そこでPさんは、国際スポーツ仲裁裁判所に訴えました。裁判所の答えは、IOCとは逆に、「参加資格あり」というものでした。もちろん、Pさんのために裁判所がルールをねじ曲げたわけではありません。それでは、裁判所はどのようにルールを当てはめて、Pさんがアメリ

カの代表としてシドニー・オリンピックに参加する道を開いたのでしょうか。

裁判所は次のように言いました。キューバの法律によると、キューバから逃亡したキューバ国民は、社会保障を受けられなかったり、財産を没収されたりする。Pさんは、1993年の時点で、キューバ国民としてのさまざまな権利を奪われていて、国の保護を受けているとは言えず、事実上、キューバの国籍を失い無国籍になった。つまり、Pさんは1993年に「国籍を（キューバから無国籍に）変えた」ので、それから3年以上が経っている2000年のシドニー・オリンピックに新しい国（アメリカ）の代表として参加できるというわけです。

国籍をもたない無国籍という状態は、その人を最終的に保護すべき国がないことを意味しますので、ふつうは望ましくないと考えられています。世界人権宣言が、「すべての者は、国籍をもつ権利を有する」と宣言しているのは、そのためです。1961年には無国籍の削減に関する条約も採択されています。

このように、ふつうは望ましくないと考えられている無国籍を、おそらくふつうの人は望ましいと考える結論を出すために裁判所が使ったルールの当てはめ方は、まさにオリンピック級の離れ技と言えるかもしれません。もっとも、ふつうの人は望ましいと考える結論を出すた

めに、オリンピック級の当てはめ方をしなければならぬようなルールは、そのルール自体がそもそも望ましくないとも言えるでしょう。実際、Pさんがシドニー・オリンピックに参加する道をあやうく閉ざしそうになったルールは、その後、改められることになりました。

現在のオリンピック憲章では、ある国を代表してオリンピックに参加した人が、その後で国籍を変えた場合や新しい国籍を得た場合は、元の国を最後に代表してから3年以上が経っていれば、新しい国の代表としてオリンピックに参加できることになっています。このルールがベストかどうかはともかく、少なくとも、リオデジャネイロ・オリンピックでPさんと同じようなケースが起きた場合に、新しい国を代表してオリンピックに参加できないかもしれないという心配はありません。

オリンピックの楽しみ方は、もちろん人それぞれだと思いますが、オリンピックを通じて、このような国籍に関するさまざまな問題についても考えてみてはいかがでしょうか。ちなみに、オリンピック憲章に書かれているものには、オリンピック参加資格としての国籍の他に、「オリンピックの都」があります。ギリシャのアテネ：と思った人もいらっしやるかもしれませんが、正解は、スイスのローザンヌです。オリンピック博物館もあり、いろいろな楽しみ方ができる都です。

京都岡崎にあった悲田院村の絵図



研究センター第二部長

山路 興造

昨年の人権大学講座で私が担当した「洛中洛外図を紐解く」で、江戸時代に岡崎に存在した悲田院村に触れ、パワーポイントでその絵図を紹介したところ、何人かの人に、この絵図を詳しく紹介するようという要望があった。図に掲げた資料である。

支配者たちによる非人救済施設としての悲田院は、大陸の制度に倣って古代に設立された施設であったが、紆余曲折があるにしても、明治期までその姿は存在し続けていた。岡崎の悲田院村は江戸幕府によって引き継がれた京都における非人救済の施設であるが、岡崎村の一角に無税地としてこの地が開村された正確な時期は分かっ

ていない。宝暦四年（一七五四）成立の『山城名跡巡行志』はそれを寛永年間（一六二四～四四）とするが、中世以来の安居院悲田院が泉涌寺に寺地を移して非人との関係を絶つのが正保二年（一六四五）とする泉涌寺文書もあり、それ以前に安居院悲田院から切り離された非人を、幕府が岡崎に無税地を与えて収容した可能性が高い。

この絵図は林屋辰三郎氏旧蔵で、現在は京都市歴史資料館に寄贈されている。この絵図は寄贈される以前に資料館で一度と、大阪人権博物館で二〇〇一年九月に開催された「絵図に描かれた被差別民」と題した展覧会で展示されており、その図録に村上紀夫氏の解説で掲載されているから、新資料というわけではないのだが、あまり知られていないことは確かである。

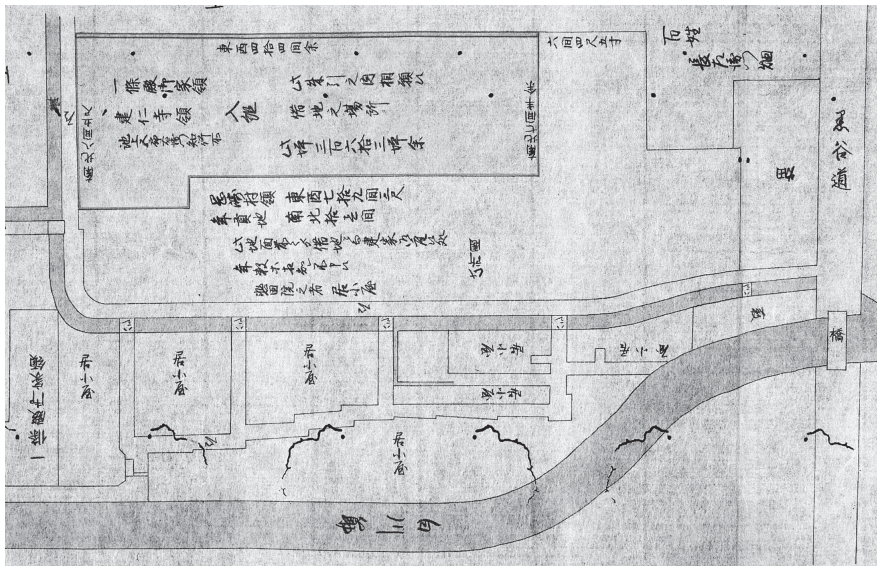
本図には端裏に「宝暦四年戊三月 悲田院村年寄共借地願所見分絵図 正扣」とあって、宝暦四年（一七五四）当時、悲田院村年寄が村域の北側に接した岡崎村内の一条家領と建仁寺領の入組地の借地を、所司代に願ひ出て見分を受けたときの見分絵図の控えで、大工頭中川家あたりが関与した正確な村絵図といえようか。

当初の悲田院村の範囲は、南は白川、東は藪を挟んで黒谷道（現神宮道）、北と西は小川に囲まれた地で、村内の入り組んだ道の両側に、非人たちの「居小屋」が並んでいたようで、西は小川までの間に一条家領と畑地が

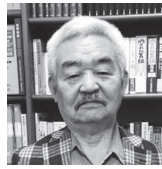
確認できる。ただし宝暦期には、すでに北側の小川を越えて岡崎村から借地して居小屋が建てられており、さらにその北側の借地を願ひ出ているのである。絵図ではその借地の範囲が黄色で塗られて示されている。

悲田院村については黒川道祐の『雍州府志』（貞享頃刊）の悲田寺の項に「今は専ら乞人の酋長これに居す、すべて与次郎といふ、常に草鞋を造る」とあるように、京中に散在した非人小屋頭を通して、乞人を支配した通称与次郎たちの居住地であった。もちろんその配下にあった非人自体も居住していたと思われるが、彼らの製造販売する草鞋は、諸国の名産品を書き上げた『毛吹草』（正保二年刊）に「悲田院蘭金剛」とあるように、中世以来の悲田院の伝統を継承したものであった。ただし「当時は方々にてこれを作る」とあるから、正保の頃には特産品ではなくなっていたらしい。

京都所司代の配下にあった悲田院村は、絵図にも記されるように、年寄が置かれていたが、京中の非人を実際に取り仕切ったのは与次郎たちであり、各所の非人小屋頭を通じて、非人たちを町の木戸番などに送り込み、その身分的保証も悲田院村で請け負っていたようである。歳暮に街に出た「節季候」や「姥等」はこの村から出たのである。



「朝鮮学校で学ぶ権利」の否定、 日本の司法判断は？



研究センター研究員
一橋大学名誉教授

田中 宏

民主党政権は、2010年4月、高校無償化法を制定し、その対象となる外国人学校は、(イ)大使館などを通じて確認できる日本の高校に相当するもの、(ロ)国際的教育評価機関の認証を受けているインターナショナル・スクール、(ハ)その他、文科大臣が「高校の課程に類する課程」として指定したものに分けられ、朝鮮高校は(ハ)に該当するとされた。大使館なり国際評価機関からの文書回答を得て、同年4月30日、(イ)として、ブラジル8校など14校、(ロ)として、17校、合計31校が指定され、『官報』に載った。

文科大臣は、2010年11月、「(ハ)の規定に基づく

指定に関する規程」(以下、「規程」)を決定し、指定の基準及び手続を定め、申請期間を11月末とした。朝鮮高校10校は期限内に申請したが、北朝鮮による韓国・延坪島砲撃事件が起きると、菅直人首相は、なぜか朝鮮高校審査を凍結してしまった。「規程」により専門家による「審査会」が設けられ、その審査を経て指定される仕組みで、(ハ)に該当するホライゾン・ジャパン校(トルコ系、神奈川県)及びコリア国際学園(韓国系、大阪府)は、朝鮮高校より後から申請したが、追い越す形で、前者は2011年8月に、後者は同年12月に、それぞれ指定された。菅首相は2011年8月、退任時に審査の凍結を解除したが、引き継いだ野田佳彦内閣も結論を出さなまま下野し、第2次安倍政権の登場となる。

2012年12月26日、第2次安倍晋三内閣が誕生すると、2日後の28日、下村博文文科大臣は、朝鮮高校を無償化の対象から除外すると明言した。すなわち、「拉致問題に進展がないこと、朝鮮総連と密接な関係にあり、教育内容、人事、財政にその影響が及んでいること等から、不指定の方向で手続きを進めたい。このため、野党時代に議員立法として提出した朝鮮学校指定の根拠を削除する改正法案と同趣旨の改正を、省令改正により行う

…、「外交上の配慮などにより判断しないと、民主党政権時代の政府統一見解は、当然廃止いたします」と、定例会見で表明した。そして、省令改正に必要な意見聴取手続きを経て、2013年2月20日、(ハ)削除の省令改正を行い、朝鮮高校10校に「不指定」を通知した。万事休す、司法救済を求めるほがなく、大阪、名古屋、広島、福岡、東京の各地裁にそれぞれ提訴された(生徒が原告となった国家賠償請求訴訟、又は朝鮮学園が原告となった処分取消等請求訴訟)

問題の(ハ)の削除について、自由人権協会の「声明」(2013.1.25)は、「朝鮮高校を意図的に排除するものであり、教育の機会均等という高校無償化法の趣旨に反し、委任の範囲を逸脱するものと批判した。また、朝鮮高校不指定の通知文は、「規程第13条に適合すると認めるに至らなかった」という奇妙な表現がある(13条には、就学支援金の授業料に係わる債務の弁済への確実な充当など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない、とあるのみ)。

ハを削除したので、審査を続けようにもできない、両者合せて一本という「知恵」なのだろう。「不指定処分」は、「外交上の配慮などにより判断しないとの政府統一

見解を廃止」してなされた、きわめて政治的なもので、それを糊塗するための弥縫策が弄されたのである。そこでは、こんな不手際も露呈している。規程15条には「文部科学大臣は、…指定を行おうとするときは、…(審査会)の意見を聴くものとする」とあるのに、それも聴かないで、サッサと不指定としたのである。

高校無償化からの朝鮮学校除外は、2014年の国連・人種差別撤廃委員会でも取り上げられた。日本政府は、「朝鮮学校は朝鮮総連と密接な関係にあり、また朝鮮総連は北朝鮮と密接な関係にあり、…基準を満たさず、どうか審査した結果…十分な検証を得ることができず、不指定処分とした」と弁明したが、審査後の「総括所見」では「委員会は、締約国に対し、その立場を修正し、朝鮮学校に対して就学支援金制度による利益が適切に享受されることを認め」るべきとされ、政府の釈明はまったく通用しなかった。

朝鮮学校除外の是非が争われている裁判は、早ければ年内結審となるかもしれない。「朝鮮学校で学ぶ権利」の否定について、日本の司法がいかなる判断を示すか注目される。

今もある産屋の制度



研究センター研究員
佛教大学非常勤講師

伏見 裕子

今年一月、研究第四部では『フィールドから見る女性の身体と習俗』という冊子を刊行しました。そのなかで、私は香川県伊吹島の出部屋デレシヤと呼ばれる産屋について紹介しました。産屋とは、出産に伴うとされる穢れを理由に、女性が出産時ないし産後の一定期間を家族と離れて過ごした場のことです。伊吹島の出部屋は一九七〇年まで利用されましたが、管見の限り日本で最も遅くまで利用された産屋は、福井県敦賀市白木の産小屋さんごです。白木で最後に産小屋を利用した女性（一九四五年生）は、一九七七年に病院で出産した後、約一ヶ月間産小屋で過ごしたそうです。

では、日本において産屋は完全に過去のものになったのでしょうか。現在、国内で出産前後の女性が実際に小屋にこもるといったことはなくなったと思われませんが、制度としての産屋は今も維持している集落があります。

大分県豊後高田市加礼川屋山には、天台宗の金剛山長安寺という寺院があり、そこには国指定重要文化財の「木造太郎天及二童子立像」が収蔵されています。太郎天は、不動明王が長安寺の奥にある六所権現社の主神としてあらわれたもので、出産の穢れ（不浄）を嫌うとされています。そのため、この集落を横切る「不浄道」という小道よりも寺に近い（かつての境内の範囲にあたる）四軒の家の女性は、自宅で出産することが許されず、不浄道を隔てたところに位置する産小屋さんごで出産していました。

この四軒の家の女性のうち、一九三一年生まれのAさんは、一九五六年に産小屋で出産しました。産気づくと、夫が二、三キロ離れた別の集落に住む助産婦を呼びに行き、分娩介助してもらったそうです。Aさんは、妊娠中も月に一度くらいこの助産婦のところへ歩いて健診に通っていました。助産婦は、産小屋での出産も他の地域の自宅出産と同様に担当してくれたといっています。後産（胎盤）は、夫が「山の中」にあるお墓に持って行って埋めたそうです。産後は、出生児が男児の場合は三一日、女児の場合は三三日経つまで母子ともに不浄道を越えられ

ないため、産小屋で過ごししました。その間の食事は、同居する姑が一日三回産小屋まで運んで来てくれました。Aさんによると、産小屋での生活は、「楽でいい。何もしないから。子どもと寝たり起きたりするだけ」だったそうです。

Aさんの出産当時、産小屋には畳が敷いてあり、襖や電気もありました。産小屋の入口には精米機が置かれていましたが、Aさんの出産予定日が近づくこと、集落の人々は氣を利かせてあらかじめ精米をすませておいたそうです。そのため、Aさんの産小屋滞在中に精米に来る人はいませんでした。産小屋滞在中に名づけ等の儀礼をすることはなく、夜になると夫が泊まりにきました。産小屋に入る根拠は、あくまでも太郎天に対する遠慮であったため、男子禁制ではありませんでした。また、月経や死について、特別な慣習や禁忌はなかったといえます。

Aさんが産小屋を利用した一九五六年以降、この四軒の家の女性のなかには、実家に帰って出産した人もいましたが、やがて高齢化が進んで若い女性がいなくなり、結果的に産小屋の利用はAさんで最後となったそうです。産小屋は、一九九一年の台風で倒れ、現存していません。

しかしながら、長安寺の名譽住職の妻（現住職の母）であるBさん（一九三六年生）によると、現在も産後の

女性が不浄道を越えて寺に近づくことは許されていないそうです。実際、Bさんの娘が一九九四年に出産した際も、産後三三日経つまで不浄道を越えさせるわけにいかないため、病院の退院後は別の集落にあるBさんの実家で過ごさせることにし、三三日経ってからBさん宅に連れて帰ってきたそうです。Bさんは、産小屋を「復元せねば」といいながら、「経済的な事情や、使う人がいないという理由で復元できていないものの、「ゆくゆくは産小屋を作ろうと思っております」と話しています。

以上のことから、日本国内において制度としての産屋は現存しているといえます。すでに産屋が過去のものとなった地域では、産屋と穢れとの関係性が矮小化されて語られる傾向にあるのに対し、屋山では「太郎天が不浄を嫌う」ということがはっきりと語られているのも印象的でした。今後も、近現代における産屋のありようを探ることにより、今日まで続く穢れの存続メカニズムや、女性と差別との関係を検討していきたいと思えます。

*屋山でのフィールドワークは二〇一一年三月二四日に行いました。協力者の方々に感謝申し上げます。

参考文献・九州歴史資料館編『豊後くにさき 長安寺』

一九八八年

ともに生きるために「権利」を 具体的に学ぶ →本の紹介→



研究センター専任研究員
松波 めぐみ

1. 「15歳からのレッスンプラン」

『地球市民の人権教育―15歳からのレッスンプラン』と題した本が、2015年10月に解放出版社から出された。編者は高校教員の肥下彰男さんと、研究第五部嘱託研究員でもある阿久澤麻理子さんである。

やむことのない在日外国人等へのヘイトスピーチ、「ブラックバイト」に代表されるような若者の労働をめぐる問題、難民受け入れ……。国際人権基準が扱っているのはどれも、「世界のどこか遠い国の問題」ではなく、自分たちの社会の、自身の問題であるはずだ。しかし、こうしたテーマについて現実の厳しさのみが印象に残るよう

な学習では、ともすれば無力感をもたされてしまう。この本には、普遍的な「ものさし」である国際人権基準から状況を読み解くことで、解決策を考え行動

につなげられるという希望のメッセージがある。

「世界人権宣言」「子どもの権利条約」はもとより、「障害者権利条約」「女性差別撤廃条約」「国際人権規約」「人種差別撤廃条約」「ILO条約」「死刑廃止条約」「難民条約」と幅広い人権基準がこの本には登場する。それらは単なるお題目ではなく、現実を変える手立てにもなる。本書はロールプレイやグループ討論、カードを使った作業など、多様な参加型のレッスンプランが用意されている。「15歳からの」と銘打っているが、大人の学習にも十分有効だ。

2. 障害者権利条約の教材に込めたもの

筆者は十人の執筆者の一人であり、障害者権利条約について寄稿した。2006年12月に国連で採択され、2014年に日本が批准したこの条約について、まだ一



般にはよく知られていない。条約批准の鍵となった「障害者差別解消法」が2016年4月から施行された。ここで筆者は、法律をよりよく理解するためにも、それを下支えしている条約こそもっと学ばれる必要があると感じている。

筆者が教材をつくる上で大切にしたのは、次の三点である。

1. 障害者権利条約の基本的な理念を、具体例を通して学んでもらうこと。

「障害の社会モデル」等の考え方について、現実に起こっている具体的な出来事を通して学べる教材をめざした。

2. 特に葛藤を含んだ現実の事例をとりあげ、話し合いの中から考えを深められるようにした。

障害のある人が体験する差別事象は、誰かの悪意に基づくというよりは、障害者のことを考慮に入れないがゆえの誤解・偏見等）に起因していることが多い。解決の方向がわかりにくいこともある。よって、たとえば「鉄道駅がバリアフリー化したのが、駅員が引き上げて無人駅となったため、不便を強いられている車いすユーザー」といった具体例をもとに、

話しあってもらう。自分では気づかなかった視点を得ることもワークの目的である。

3. 障害者権利条約の「なかみ」を学び、現実との結びつきを感じてもらえるようにした。

条約で定められた「権利」はいずれも、この半世紀の世界中の障害当事者らによる努力が結実したものであり、すべての人がもつ権利といえる。たとえば「地域で生活すること」「移動」「情報へのアクセス」などだ。本書では事例検討の後で、それらがどの「権利」に該当するのかを照らし合わせてもらうワークを取り入れた。

これまでにこのワークを実施した際「差別はいけないというだけでなく、『どうすれば平等といえるのか』を深く考えた」（公務員）、「カードで初めて条約の中身を知り、力強いと思った」（同）、「この子も私も堂々と生きていっていいんだと思えた」（障害のあるお子さんの保護者）等の感想をいただいている。

本書を通じて、誰もが自分の人権（＝権利の束）をもっている「主体」であると実感してほしい。また本書が、特に差別や抑圧を受けている人のエンパワメントにつながることを願っている。

人権ガイドになって感ずること



ボランティア人権ガイド
(八期生 二〇一四年度ガイド登録)

酒井 源弘

NPO法人都草（京都検定合格者で構成する会）から人権ガイドへの応募の案内が届きました。幸い若い時から、宇治観光ガイドを始めており、18年になっていました。

知り合いに人権ガイドの先輩もおられて、また宇治から人権ツアーに参加した時、その分かりやすい解説に感心したこともありました。「難しいけどやってみるか」との甘い考えで応募しました。

開講式に続き、講座や実地研修に参加して、これは大変だ、よほど覚悟して取り組まないと、心を引き締めたものです。

応募の論文また最後の卒業論文とも「人権の大切さ、

またそれを多くの人に伝える大切さを、これに伝えられるガイドの大切さを強調しました。」竜安寺、広隆寺では自分がガイドとなったの実地研修。また柳原銀行やツラッテイ千本での実地研修、清水寺アテルイの北天の碑の論文提出など、歴史に埋もれた名もなき人々、理由なく差別されてきた人々、またそれを解消する行動を実践した差別民の素晴らしい活動等、勉強することができました。人権センターの先生方またスタッフの方また先輩ガイド諸氏には、改めて感謝の意を表します。人権の大切さ、またそれを広く分かりやすく多くの人に伝える人権ガイドの役割りに心をこめて勉めたいものです。

そして幸い応募のメンバー全員が合格することができました。

実際にドキドキの中、初回のガイドが割り当てられました。東寺の解説、銀閣寺の解説そして水平社の碑、柳原銀行他のガイドです。

「粟東市の教育委員会ほか」の方でした。柳原銀行では、桜田儀兵衛氏の紹介を希望されていましたので、フリックプを使って何とか解説できました。水平社の碑の前では、事前に下見に行って解説場所等を吟味し、水平社宣言をデモシートに拡大して解説、またその時の旗の写真等をお見せしました。

銀閣寺では庭師の差別の歴史も話題に入れて解説でき

ました。幸いなんとかこなせて、お客さまからも喜ばれたようでホッとしましたものでした。

その後、合計5回のガイドをさせていただき少しは慣れてきたように感じます。ガイドを依頼される方の解説には、人権の大切さ、またその歴史を、わかりやすく解説できるようにしなければなりません。そのためには、事前に申し込みがあった段階で、先方とのコミニケーションをよくとって、相手先の要望にこたえることが大切です。人権の図書館に何回も行つての資料調べ、また簡単な手作りの資料の作成配布、写真や文字を大きくデモシートにして視覚に訴える解説など課題は多いです。

1、知っている事の1/5〜1/6を解説

しゃべりすぎないこと 一ポイント3〜4分が聞いてもらえる限界

2、集合時間また解散時間を守ること。

3、第一印象が大切です。きちんとした身だしなみ、はっきりとした発声

4、コースの下見を必ず行うこと。トイレの位置、休憩場所、交通機関の確認等

5、自分自身の体調管理を行い、万全の態勢で行うこと

6、自己紹介カードをつくり最初に自己紹介の時に使う
とかなりの反応があった。等々

を心がけて少しでも先輩ガイドに近づけるように早く

なりたいたいものです。

そしてこれらのお客様は、京都の観光も兼ねて来られます。人権以外の観光解説の内容も高めておかないと、満足いただけません。

ガイドブックにも載っていない地元のエピソード、隠れた史跡、人物も解説できなければなりません。実施に下見等また書物により知識の幅を広げていきたいと思っています。

これまでの京都観光では、清水寺の七不思議、仏像の変った角度からの見方がおもしろいはず好評でした。長く続く人権ガイド、生涯学習を念頭に置いて、あせらずゆっくりと、人権ガイドを

楽しみたいと思います

す。私の座右の銘、「人生十中八九不如意」

——人生での出来事は、その一割か二割しか

か思うようにならないのが普通である。——

を最後に文を閉じたいと思います。



◆研究部門の紹介（二〇一六年四月一日現在・五十音順）

所 長 安藤 仁介（副理事長、京都大学名誉教授）
特別客員研究員 大谷 實（理事長、学校法人同志社総長）

○研究第一部

研究部長 坂元 茂樹（同志社大学法学部教授）
客員研究員 薬師寺公夫（立命館大学法務研究科特任教授）
専任研究員 杉木 志帆
嘱託研究員 阿部 浩己（神奈川大学法科大学院教授）
岩澤 雄司（東京大学法学部教授）
小畑 郁（名古屋大学大学院法学研究科教授）
北村 泰三（中央大学大学院法務研究科教授）
徳川 信治（立命館大学法学部教授）
中井伊都子（甲南大学法学部教授）

西井 正弘（大阪女学院大学大学院21世紀国際共生研究科教授）
初川 満（愛知学院大学法務研究科教授）
前田 直子（京都女子大学法学部准教授）
水島 朋則（名古屋大学大学院法学研究科教授）
三輪 敦子（龍谷大学社会科学研究所客員研究員）
村上 正直（大阪大学大学院国際公共政策研究科教授）

○研究第二部

研究部長 山路 興造（元京都市歴史資料館長）
専任研究員 矢野 亮
〔近現代・現状班〕

客員研究員 廣岡 浄進（大阪観光大学観光学部准教授）
嘱託研究員 秋定 嘉和（池坊短期大学名誉教授、京都部落問題研究資料センター所長）

井岡 康時（天理大学・常磐会短期大学非常勤講師）
石元 清英（関西大学社会学部教授）

奥本 武裕（奈良県立同和問題関係史料センター所長）
小林 丈広（同志社大学文学部教授）
白石 正明（佐賀部落解放研究所研究員）
杉本 弘幸（佛教学他非常勤講師）
関口 寛（四国大学経営情報学部准教授）
田中 和男（龍谷大学非常勤講師）
手島 一雄（立命館大学他非常勤講師）
中川 理季（京都部落問題研究資料センター研究員）
野口 道彦（大阪市立大学人権問題研究センター特任教授）
本郷 浩二（京都市人権資料展示施設ツラッティキ本学芸員）
山本 崇記（静岡大学人文社会科学部准教授）

〔前近代班〕

客員研究員 野地 秀俊（京都市歴史資料館非常勤嘱託員）
嘱託研究員 家塚 智子（宇治市源氏物語ミュージアム学芸員）
宇那木隆司（姫路市教育委員会文化財課主任文化財専門員）
河内 将芳（奈良大学文学部教授）
川嶋 將生（立命館大学名誉教授）
斉藤 利彦（佛教学部准教授）
下坂 守（京都国立博物館名誉館員）
高橋 大樹（天津市歴史博物館学芸員）
西山 剛（京都文化博物館学芸員）
村上 紀夫（奈良大学文学部准教授）
吉田栄治郎（天理大学非常勤講師）

○研究第三部

研究部長 仲尾 宏（京都造形芸術大学客員教授）
客員研究員 水野 直樹（京都大学名誉教授）

専任研究員 呉 永範
嘱託研究員 菅澤 庸子

高野 昭雄 (大阪大谷大学教育学部准教授)

田中 宏 (一橋大学名誉教授)

鄭 栄桓 (明治学院大学教養教育センター准教授)

盧 相永 (大阪外語専門学校講師)

飛田 雄一 (公財) 神戸学生青年センター館長)

藤井幸之助 (同志社大学嘱託講師ほか)

古屋 哲 (大谷大学非常勤講師)

松下 佳弘 (京都大学聴講生)

師岡 康子 (大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター客員研究員)

梁 永厚 (関西大学人権問題研究室特別研究員)

李 洙任 (龍谷大学経営学部教授)

リン・ホー・ファン (大阪産業大学人間環境学部教授)

○研究第四部

研究部長 吉田 容子 (弁護士・立命館大学大学院法務研究科客員教授)

客員研究員 源 淳子 (関西大学他非常勤講師)

専任研究員 堀江 有里

嘱託研究員 斧出 節子 (京都華頂大学現代家政学部教授)

軽部 恵子 (桃山学院大学法学部教授)

高田 恭子 (大阪工業大学知の財産学部准教授)

馬場 まみ (京都華頂大学現代家政学部教授)

伏見 裕子 (佛教大学他非常勤講師)

マイ・サ・メン・セン・ディック (同志社大学社会学部社会福祉学科准教授)

山下 明子 (奈良大学非常勤講師)

山下 泰子 (文京学院大学名誉教授)

米田 眞澄 (神戸女学院大学文学部総合文化化学科教授)

○研究第五部

研究部長 上杉 孝實 (京都大学名誉教授)

専任研究員 内田 晴子

嘱託研究員 阿久澤麻理子 (大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)

伊藤 悦子 (京都教育大学教育学部教授)

岩槻 知也 (京都女子大学発達教育学部教授)

熊本 理抄 (近畿大学人権問題研究所准教授)

外川 正明 (公立鳥取環境大学環境学部教授)

友永 雄吾 (龍谷大学国際学部教授)

中島 智子 (ブル学院大学名誉教授)

野崎 志帆 (甲南女子大学文学部教授)

藤原 孝章 (同志社女子大学現代社会学部教授)

古久保さくら (大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授)

松波めぐみ (関西大学他非常勤講師)

村上登司文 (京都教育大学教育学部教授)

山ノ内裕子 (関西大学文学部准教授)

○研究第六部

研究部長 西村健一郎 (京都大学名誉教授)

嘱託研究員 稲谷 信行 (京都大学大学院法学研究科後期課程)

上田 達子 (同志社大学法学部教授)

植村 新 (和歌山大学経済学部講師)

桑原 昌宏 (元新潟大学法学部教授・元愛知学院大学法学部教授)

河野 尚子 (同志社大学研究開発推進機構及び法学部助手)

坂井 岳夫 (同志社大学法学部准教授)

藤木美能里 (特定社会保険労務士)

2016年度 人権大学講座

人権大学講座は、国連の「世界人権宣言」50周年を機に1998年に開設をしたもので今年度で19年目を迎えます。時の話題や社会の関心事などにも視点に向け、多彩なテーマで人権問題を考えていただけるよう講座を編成しています。

*今年度も「人権大学講座」に「講座・人権ゆかりの地をたずねて」(※)を統合して実施します。

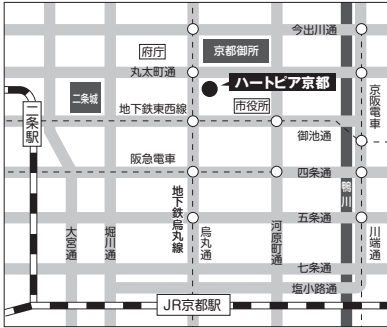
■ 講座日程表／講座内容

	月日曜	種別	時間	講座名	講師	備考
1	6月27日 (月)	開講式	13:20～13:30	研究センター研究第1部長 坂元 茂樹		
		シンポジウム	13:30～16:20	いまイスラームを考える ～人権の普遍性とイスラーム～	内藤 正典 小原 克博 坂元 茂樹 葉師寺公夫	第1部
2	7月19日 (火)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	朝鮮通信使と天皇	仲尾 宏	第3部
3	7月29日 (金)	講義	14:00～15:40	夫婦同氏強制制度をめぐる最高裁判決と 今後の課題	吉田 容子 高田 恭子 米田 眞澄	第4部
4	8月22日 (月)	講義	14:00～15:40	権力者の葬送儀礼に見る職能と差別	西山 剛	第2部
5	9月1日 (木)	講義	14:00～15:40	難民問題を考える	坂元 茂樹 葉師寺公夫 西井 正弘	第1部
6	9月26日 (月)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	明治維新と被差別部落 ～崇仁地区に関する新発見の古文書から見てきたこと～	小林 丈広	第2部
7	10月11日 (火)	講義	14:00～15:40	逆境を生き抜くブラジル人学校 ～経営戦略に着目してから～	山ノ内裕子	第5部
8	10月21日 (金)	講義	14:00～15:40	水平運動と朝鮮平衡運動の交流 ～新しい史料から考える～	水野 直樹	第3部
9	11月10日 (木)	講義	14:00～15:40	フィールドからみる女性の身体と習俗	源 淳子 伏見 裕子 山下 明子	第4部
10	11月29日 (火)	講義	14:00～15:40	子ども観の変化と人権	上杉 孝實	第5部
11	12月8日 (木)	講義 (旧ゆかり)	14:00～15:40	前近代の被差別民呼称 ～その実像を考える～	山路 興造	第2部
12	1月18日 (水)	講義	14:00～15:40	終末期医療と人権 ～安楽死と尊厳死～	大谷 實	理事長
		修了式	15:40～15:50	研究センター理事長 大谷 實		

「旧ゆかり」は、「講座・人権ゆかりの地をたずねて」のことを示しています。

※「講座・人権ゆかりの地をたずねて」: 京都の各地を人権の視点から紹介し、その歴史をたどりながら学ぶ講座

会場案内



講義会場

※受付：初日 午後0時50分～
以降 午後1時30分～

京都府立総合社会福祉会館 ハートピア京都

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入
清水町 375 番地

TEL 075-222-1777 / FAX 075-222-1778

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口
(地下鉄連絡通路にて連結)
- 京都市バス、京都バス、JRバス
「烏丸丸太町」バス停下車 烏丸通り沿い南へ

申込方法

受講料

1回 1,000円 全講座一括の場合 10,000円

(初日のシンポジウムは受講料無料)

※全講座を一括で申込みいただく受講料が割引となります。

※賛助会員は無料で受講できます。

受講手続き

○受講日前日までに、「受講申込書」(別紙)に必要な事項を記入し、郵送又はFAXで申込みの上、指定の金融機関口座に受講料を振り込んでください。複数の受講希望日をまとめて申込みが出来ます。

○申込み及び受講料の振り込みが間に合わない場合は、当日、会場での受付も可能です。

(ただし、定員を超過している場合は受講出来ません。)

・京都銀行	府庁前支店	普通	853685
・東京三菱UFJ銀行	京都支店	普通	1222396
・京都中央信用金庫	本店	普通	1039688

申込先

公益財団法人世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

電話：075-231-2600 FAX：075-231-2750

E-mail jinken@kyoto.email.ne.jp

HP：http://www.mmjp.or.jp/jinken/research/index.html

研究第6部がスタートします

平成28年4月から企業の人権問題に関する調査・研究を行う研究第6部が活動をスタートします。

企業をめぐる人権問題を体系的、組織的に研究し、その成果を社会に還元します。

研究員

部長	西村健一郎（京都大学名誉教授）
嘱託研究員	稲谷信行（京都大学大学院法学研究科後期課程）
	上田 達子（同志社大学法学部教授）
	植村 新（和歌山大学経済学部講師）
	桑原 昌宏（元新潟大学法学部教授・元愛知学院大学法学部教授）
	河野 尚子（同志社大学研究開発推進機構及び法学部助手）
	坂井 岳夫（同志社大学法学部准教授）
	藤木美能里（特定社会保険労務士）

平成28年度研究テーマ（予定）

- 1 「働き方改革」に関連する問題の研究
- 2 職場の「メンタルヘルス」問題の研究
- 3 非正規雇用労働者の労働条件格差（差別）の研究
- 4 その他の課題

「賛助会員」募集中

- ◎年会費 個人会員 1万円（学生は5千円） 法人会員 5万円
- ◎特典 ・『グループ』（季刊：年4回発行）『年報』の無償送付
- ・『研究紀要』『人権問題研究叢書』の無償送付
- ・「人権大学講座」の無料受講
- ・人権図書室所蔵の図書貸出サービス
- ・当センター主催の講演会等への優先案内

世界人権問題研究センター発行の刊行物の紹介



◎定価 1,000円(税込)
～2,000円(+税)

「人権問題研究叢書」

当研究センターが取り組む調査・研究のさらなる活性化とその成果を広く国内外に発信し、人権文化の発展に寄与することを目的に創刊しました。当研究センター研究員が調査・研究活動を通じ、人権問題を科学的に考察し論著したものです。



◎定価
1,800円(+税)

「人権歴史年表」

人権を主題として構成された年表は、ほとんど前例がないなかで人権問題を探求し、新たな人権文化の創造をめざす人々の学習の手引となるように編集しました。



季刊「グローブ」(研究センター通信) 年4回発行

当研究センターの研究活動やその他事業についての報告や予定、研究課題、研究員の紹介、外部からの声などを掲載しています。



◎定価
2,000円(+税)

創立20周年記念出版

「職能民へのまなざし」

前近代社会において、「職人(職能民)」と呼ばれた人々が如何なる位置に置かれ、どのようなまなざしを向けられていたかを共同研究した成果です。



◎定価
1,500円(+税)

「歴史のなかの人権文化」

季刊誌グローブに創刊号以来、上田正昭名誉理事長が連載された歴史随想を全編収録しています。



◎定価
8,200円(+税)

創立10周年記念出版

「散所・声聞師・舞々の研究」

当研究センターでは、1996年から9年間にわたって共同研究として「散所に関する総合的研究」に取り組みましたが、その成果をまとめました。



◎定価
1,800円(+税)

「京都市人権歴史紀行」

京都に残る人権に関わる場所、事柄、そこで生きた人々の後を訪ね、歴史を振り返るなかで、基本的人権や自由、平等、平和の大切さと、それを実現するためにどれほどたくさんの人々の努力が積み重ねられてきたかを学んでいただけます。



◎定価 各号
2,500円(税込)

「研究紀要」の刊行(年1回発行)

「国際的人権保障体制の研究」「同和問題の研究」「定住外国人の人権問題の研究」「女性の人権問題の研究」「人権教育の理論と方法の研究」の5部門での個人研究の成果を公表しています。



創立20周年記念式典・シンポジウム 講演録

創立20周年の記念講演・シンポジウムを中心としています。



フィールドから見る女性の身体と習俗

女性の身体に関わる出産や月経をめぐる「穢れ」について、その歴史を振り返り、見過ごされがちであった声をフィールドワークをとおして聴き取った共同研究の成果です。海外の事例もいくつかご紹介しています。

都の文化・光と陰

—人権の視点から—

定価 1,500円 (税別)



人権問題研究叢書

- | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ⑭ 都の文化・光と陰
—人権の視点から— | ⑬ 歴史のなかの人権文化 | ⑫ 職能民へのまなざし | ⑪ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑩ 部落実態調査の書誌的研究 | ⑨ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑧ 講座・人権ゆかりの地をたずねて | ⑦ 歴史のなかの女性の人權 | ⑥ 京都の中の渡来文化 | ⑤ 人權から見た近代京都
(絶版) | ④ 講座・人權ゆかりの地をたずねて | ③ 朝鮮通信使と京都 | ② アイヌ・台湾・國際人權 | ① 救済の社会史 |
| 山路興造 著 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 世界人權問題 研究センター 編 | 田端泰子 著 | 上田正昭 著 | 秋定嘉和 著 | 世界人權問題 研究センター 編 | 仲尾 宏 著 | 安藤仁介 著 | 世界人權問題 研究センター 編 |
| 定価 一五〇〇円
*税 | A5判 一八三頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 二八八頁
定価 二〇〇〇円
*税 | A5判 二三四頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 三二四頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 二七三頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 二八八頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 二八八頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 二八八頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 二二二頁
定価 一〇〇〇円
*税 | A5判 二七三頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 三一九頁
定価 一五〇〇円
*税 | A5判 二四五頁
定価 一〇〇〇円
*税 | A5判 二二〇頁
定価 一〇〇〇円
*税 |

—公益財団法人 世界人権問題研究センター刊—

◎お問い合わせ、お申込みは下記へ



公益財団法人 世界人権問題研究センター

〒604-8221 京都市中京区錦小路通室町西入天神山町 290 番地 1

TEL 075-231-2600 FAX 075-231-2750

[URL] <http://www.mmjp.or.jp/jinken/> [E-MAIL] jinken@kyoto.email.ne.jp